

【鯖江市文化の館設置および管理に関する条例】

平成9年9月29日
条例第13号

(設置)

第1条 この条例は、市民の教育および文化の向上を図るため、鯖江市文化の館(以下「文化の館」という。)の設置および管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称および位置)

第2条 文化の館の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 鯖江市文化の館

位置 鯖江市水落町2丁目25番28号

(複合施設)

第3条 文化の館は、次の各号に掲げる施設の複合施設とする。

(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき設置する鯖江市図書館(以下「図書館」という。)

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき設置する鯖江市視聴覚ライブラリー(以下「視聴覚ライブラリー」という。)

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき設置する鯖江市映像情報館(以下「映像情報館」という。)

(業務)

第4条 文化の館は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、各号に掲げる業務を行う。

(1) 図書館 図書、雑誌、新聞その他の必要な資料の収集、整理、保存およびこれらの資料を一般の利用に供することのほか、図書館における目的達成のため必要な業務

(2) 視聴覚ライブラリー 学校教育施設、社会教育施設等に対する視聴覚機材・教材の供給、視聴覚機材・教材の利用に関する研修および指導、視聴覚教材の制作および補修ならびに視聴覚教育に関する機関、団体との連絡、協力に関することのほか、視聴覚機材・教材を利用した学校教育および社会教育の教育方法の改善を図るために必要な業務

(3) 映像情報館 ホールおよび会議室の管理ならびに貸出に関する業務

(平17条例27・旧第5条繰上、平18条例20・一部改正)

(使用の許可)

第5条 視聴覚ライブラリーまたは映像情報館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。(平17条例27・追加)

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 既に納入された使用料は返還しない。ただし、使用者の責めに帰することのできない理由その他特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部または一部を返還することができる。

(平17条例27・全改)

(使用料の減免)

第7条 市長は、公用または公共の用に供するときその他特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

(平17条例27・追加)

(附属機関)

第8条 図書館法第14条第1項の規定により、図書館に鯖江市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平17条例27・旧第7条繰下、平24条例7・一部改正)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、視聴覚ライブラリーに鯖江市視聴覚ライブラリー運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平17条例27・旧第8条繰下)

(職員)

第10条 文化の館に館長その他必要な職員を置く。

(平17条例27・追加)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平17条例27・旧第9条線下)

(過料)

第12条 偽りその他不正の行為により、この条例に定める使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(平17条例27・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年12月6日から施行する。

(鯖江市立視聴覚ライブラリー設置条例および鯖江市図書館の設置および管理に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鯖江市立視聴覚ライブラリー設置条例(昭和47年鯖江市条例第15号)

(2) 鯖江市図書館の設置および管理に関する条例(昭和54年鯖江市条例第3号)

(経過措置)

3 この条例施行の際、現に鯖江市図書館の設置および管理に関する条例第7条の規定により選任された鯖江市図書館協議会の委員および鯖江市立視聴覚ライブラリー設置条例第6条第3項の規定により選任された運営委員会の委員は、それぞれ新条例第7条第2項および第8条第2項の規定による委員とみなす。ただし、その任期は新条例第7条第3項および第8条第3項の規定にかかわらず平成11年3月31日までとする。

附 則(平成17年条例第27号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第20号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第10号)抄

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表

(令元条例10・全改)

1 基本使用料

種別区分/時間区分	自 10:00 至 17:00	自 17:00 至 22:00
単位	1時間	1時間
	円	円
ホール	1,900	2,300
会議室1	400	/
会議室2	300	300
会議室3	300	300
視聴覚研修室	300	/

2 加算使用料

次の各号に該当する使用料の額は、基本使用料に次の率を乗じて得た額および次の額を加算する。

- (1) 営利事業、宣伝その他これらに類する目的のために使用し、入場料その他これに類するものを徴収しない場合 100%
- (2) 営利事業、宣伝その他これらに類する目的のために使用し、入場料その他これに類するものを徴収する場合 200%
- (3) 空調設備を使用する場合 20%
- (4) 著しく電気を使用する場合 実費
- (5) 附属設備(空調設備を除く。)および器具を使用する場合 教育委員会が別に定める額